

平成 30 年 7 月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社  
アライオートオークショングループ  
AI-TRADER

重 要

## AI-NET 店舗在庫規約 ・ AI-NET AA 在庫規約 改定のご案内

拝啓 向暑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成 30 年 8 月 1 日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 30 年 8 月 1 日

内 容

### 【AI-NET 店舗在庫規約改定】

1. 第24条(譲渡書類) 第11項の改定
2. 第35条(当社による契約解除等)の新設
3. 第36条(紛争の処理)の新設

### 【AI-NET AA 在庫規約改定】

4. 第22条(アライ AA による契約解除等)の新設

## 1. 第24条(譲渡書類) 第11項の改定

### 《現在の規約》

- (11) 車検満了日が成約日の属する月の翌月末までの車両は、原則として抹消出品とします。但し、車両にナンバーが付いているもの（出品票に抹消出品等の記載があるものは除く）は、移転登録（継続）として扱い、譲渡書類に継続検査用納税証明書を添付するものとします。



### 《改定後の規約》

- (11) 車検満了日が成約日の属する月の翌月末までの車両は、原則として抹消出品とします。但し、車両にナンバーが付いているもの（出品票に抹消出品等の記載があるものは除く）は、移転登録（継続）として扱い、譲渡書類に継続検査用納税証明書を添付するものとします。但し、電子確認ができる場合は、除くものとします。

## 2. 第35条(当社による契約解除等)の新設

### 《第35条の新設》

当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、瑕疵その他の解除原因、代金減額原因がある場合、落札者から買主たる地位を承継して、自ら売買契約を解除、代金減額請求等を行うことができるものとします。この場合、当社の解除権、代金減額請求権等の行使期限は、瑕疵の状況その他の具体的な状況に鑑み、落札者が瑕疵を知ってから1年を上限として、当社がその裁量で決することができるものとします。

## 3. 第36条(紛争の処理)の新設

### 《第36条の新設》

AI-NET 店舗在庫サービスの運営および本規約に関して会員間に生じた争いについては、当社が公平かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことが出来るものとします。その場合、当事者双方は当社の判断に無条件で従うものとします。

#### 4. 第22条(アライAAによる解除等)の新設 及び現22条以下の繰下げ

##### 《第22条の新設》

アライAAは、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、瑕疵その他の解除原因、代金減額原因がある場合、落札者から買主たる地位を承継して、自ら売買契約を解除、代金減額請求等を行うことができるものとします。この場合、アライAAの解除権、代金減額請求権等の行使期限は、瑕疵の状況その他の具体的な状況に鑑み、落札者が瑕疵を知ってから1年を上限として、アライAAがその裁量で決することができるものとします。

※現在の22条以下を23条以下へ繰り下げ

以上

